様式第15号（第19条関係)

地域生活支援事業費用負担額減免却下通知書

年　　　月　　　日

様

土佐清水市福祉事務所長

先に申請のありました地域生活支援事業の費用負担に係る減免等の申請につきまして，下記の理由により却下となりましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者氏名 |  |
| 対象者住所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 却下理由 |  |

・不服申立て及び取消訴訟

１　この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に土佐清水市長に対し審査請求をすることができます。

２　また，処分の取消しの訴えは，前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に土佐清水市を被告として(訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。)，提起することができます。なお，処分の取消しの訴えは，前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分，処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。